

兵庫県の受動喫煙防止対策について

1 今までの対策

(1) 兵庫県受動喫煙防止対策指針の策定（平成 16 年 3 月、目標年度：平成 22 年度）

平成 15 年 5 月の健康増進法の施行を受け、兵庫県においても、受動喫煙防止対策の手引書となる「兵庫県受動喫煙防止対策指針」を、第三者委員会での議論を経て、平成 16 年 3 月に策定した。

〈主な内容〉

- ・施設ごとの目標設定
例) 教育機関：17 年度までに敷地内禁煙 100%
飲食店：22 年度までに敷地内禁煙、建物内禁煙又は完全分煙 100% 等
- ・効果的な分煙対策の具体例

(2) 指針策定後の主な施策（平成 16～22 年度）

- 施設管理者等研修の開催（H16～）
192回開催、14,170人参加（H16～23上半期現在）
- 「ひょうご禁煙ありがとうキャンペーン」の実施（H21～）
 - ・啓発ポスター、ステッカー等の作成・掲示（H21・23）
作成数：ポスター1,000枚、ステッカー50,000枚（3種類）
 - ・飲食店における禁煙ステッカーの掲示促進等（H21）
 - ・飲食店向けマニュアルの作成・配布（H21）
作成数：30,000枚
 - ・のぼりの作成・配置（H22）
作成数：3,000枚（商店街、ショッピングセンターに配布）
 - ・薬局で始める禁煙キャンペーン（H21・22）
薬剤師に対する研修会の開催、薬局での禁煙相談や禁煙外来の紹介などの実施
 - ・小・中学校における防煙教育の実施（H20～）
164回開催、12,884人参加（H20～23上半期現在）
- その他（H16～）
 - ・指針の普及啓発
 - ・世界禁煙デー、禁煙週間等を活用した普及啓発
 - ・広報媒体（パンフレット等）の作成 等

(3) 指針の目標達成状況調査の実施（平成17年度、平成20年度）

区 分	目標（平成22年度）	目標達成状況	
		平成17年度	平成20年度
官公庁舎（市町）	敷地内禁煙 *H17目標年度 または建物内禁煙100%	39.5%	58.5%
教育機関 （小中高校）	敷地内禁煙100% *H17目標年度	33.0%	79.9%
教育機関 （大学、専門学校）		28.8%	36.1%
医療機関	敷地内禁煙 *H17目標年度 または建物内禁煙100%	78.6%	79.4%
運動施設	敷地内禁煙、建物内禁煙 または完全分煙100%	50.9%	84.8%
文化施設		78.7%	83.6%
交通機関			34.7%
飲食店		13.1%	19.6%
宿泊施設		7.1%	17.1%
事業所		48.8%	49.0%

H23.7月現在
78.0%(32/41)

H23.12月現在
県立 100%
市町立 91.9%

2 検討委員会の設置・実効性のある対策の検討（H22.6～H23.6）

平成22年度末での指針の目標達成が困難な状況から、平成23年度以降の実効性のある受動喫煙防止対策を検討するため、「兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会」（委員15名で構成）を平成22年6月に設置し、1年あまり、計9回にわたる検討を重ね、「条例を制定すべき」との意見が大勢を占め、条例の内容まで踏み込んだ報告書が平成23年6月にとりまとめられた。

(1) 委員会の構成メンバー（15名）

学識者3名、公衆衛生関係団体代表5名、マスコミ1名、県民団体2名
事業者代表3名（飲食、旅館・ホテル、商工会議所）、市町代表1名

(2) 主な意見の内容

〈多数意見〉

- 県民の健康を守る観点から、民間施設も含め条例を制定すべき

【理由】 民間施設も不特定又は多数の人が利用する施設であり、受動喫煙による健康被害は、施設の設置・運営主体が官か民かによる違いはないこと

〈事業者意見〉

- 条例による規制は、営業に重大な影響を及ぼすことから、民間施設は対象外とすべき（公共施設の規制は賛成）

(3) 規制内容

- 大半の施設：禁煙義務
- 客席面積 75 m²超の大規模な飲食店、旅館・ホテル、娯楽施設（ゲームセンター等）
暫定的措置として分煙を義務付け
- 客席面積 75 m²以下の小規模な飲食店、興行場（劇場、映画館等）
暫定的措置として分煙又は時間禁煙を義務付け
- 風俗営業施設（キャバレー、ナイトクラブ、マージャン屋、パチンコ屋等）
禁煙に努めるよう義務付け

(4) 条例規制に対する県民のニーズ

喫煙率：10.2%

① 県民モニターアンケート調査結果（平成 22 年 4 月実施、回答者 1,037 人）

- 受動喫煙の健康への影響：「影響がある」89.9%
- 受動喫煙にあった経験（直近半年）：「ある」85.3%
 - ・受動喫煙を不快に感じた人：89.9%
 - ・受動喫煙にあった時我慢したり、場所を移動した人：86.3%
- 神奈川県と同様の条例制定への意見：「賛成」79.8%
- 施設ごとの規制ニーズ：その他、理美容店・クリーニング店等サービスを行う店舗 41.3%

② 施設利用者アンケート調査結果

喫煙率：20.0%

喫煙率：38.0%

（平成 22 年 8～9 月実施、回答者：旅館・ホテル 574 人、飲食店 374 人）

- 禁煙又は分煙を望む人
 - ・旅館・ホテル（ロビー等共用部分）：93.7% ・飲食店：72.7%
- 規制に肯定的な人
 - ・旅館・ホテル（ロビー等共用部分での禁煙又は分煙）：78.7%
 - ・飲食店：71.9%（禁煙又は分煙義務：33.4%、喫煙（禁煙）ポリシー表示義務：38.5%）

3 条例骨子案の作成、パブリック・コメントの実施

検討委員会の報告書を基に、生活衛生関係団体と意見交換を実施し、その時に出された意見等も踏まえ、県民の健康を守ること、事業者にとって過度の規制とならないこと、などの観点から、検討を加え、条例骨子案を作成し、パブリック・コメントを実施した。

(1) 検討委員会報告書からの主な変更点

- ① 禁煙措置（＝受動喫煙防止措置）は対象を学校や病院、官公庁などに限ることとし、報告書で禁煙措置とされていた物品販売業、公共交通機関、旅行代理店などについて、当分の間、幅広く分煙措置とした。

- ② 個室を除く客席面積 75 m²以下の小規模な飲食店・理美容所、旅館・ホテルの 75 m²以下のフロントロビーについて、当分の間、分煙措置や時間分煙措置に加え、喫煙可能表示措置を選択できることとした。

(2) パブリック・コメントの実施結果の概要

- ① 意見募集期間：平成 23 年 11 月 10 日（木）～12 月 9 日（金）

- ② 実施結果 :【意見提出者数】851 人 【意見項目数】2,428 件

区 分	県内	県外	不明	合計
条例制定に賛成（又は条例制定を容認）	304	364	19	687
条例制定に反対	111	35	7	153
不 明	11			11
合 計	426	399	26	851

〈主な意見〉

- ・全ての施設を禁煙にすべき（分煙は認めるべきでない）
- ・全ての施設に分煙を認めるべき ・大規模飲食店等にも喫煙可能表示を認めるべき

4 条例案の作成、県議会への提案

パブリック・コメントや併行して行った生活衛生同業組合、その他規制対象となる各種業界団体への説明・意見交換で寄せられた意見等を踏まえ、条例案を作成し、この 2 月 17 日に県議会に上程し、現在審議されている。

(1) 条例骨子案からの主な変更点

- ① 飲食店・理美容所（客席面積）、旅館・ホテル（フロントロビー）にかかる面積要件 75 m²を 100 m²に緩和することとした。
- ② 飲食店、理美容所、旅館・ホテル、物品販売業、公共交通機関、旅行代理店など、当分の間、区域分煙措置、時間分煙措置、喫煙可能表示措置を講じることができる施設について、条例の施行時期を 1 年延長し、公布から 2 年後とすることとした。

5 今後の課題 *条例が制定されると仮定して

受動喫煙の健康への悪影響・条例内容について、県民、施設管理者への普及啓発